金融円滑化に関する貸付条件変更等の実施状況について

（金融円滑化管理規程 第１２条第２項の規定による理事会報告）

中小企業金融円滑化法の期限到来（平成25年3月31日）後の取扱いについて

「金融検査マニュアル・監督指針」に中小企業金融円滑化法 終了後も金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきことや中小企業・小規模事業者を最大限支援すべき旨が明記（平成25年4月1日より適用開始）された。

このような中、金融検査マニュアルの金融円滑化編は恒久的な措置として存続するため、法期限到来後も引き続き金融円滑化管理体制の整備が求められJA延岡としても金融円滑化法 期限到来に伴い「金融円滑化にかかる基本的方針」及び「金融円滑化管理規程」について金融検査マニュアルの改正内容にあわせて一部内容を変更した。

〈参考〉金融円滑化管理規程　第12条　（態勢運営の評価・改善活動）

（略）、金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理対応の状況を把握し、管理の実効性を評価したうえで、態勢上の改善すべき点の有無およびその内容を検討するとともに原因を分析する。

２　前項に定める取組みの内容等は、コンプライアンス委員会に協議または報告を行い、必要に応じて理事会に報告し、またはその議決を受ける。

〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成27年1月末		平成27年2月末		平成27年4月末		平成27年6月末		平成27年9月末		平成27年10月末		平成28年1月末		平成28年3月末		平成28年7月末		平成28年9月末		平成29年1月末		平成29年3月末		平成29年6月末		平成29年11月末		平成30年5月末		平成31年3月末	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	9	354	10	415	11	442	12	503	12	503	13	508	13	508	14	569	15	630	16	693	17	710	17	710	19	806	20	809	23	901	24	960
うち、実行に係る貸付債権	9	354	10	415	11	442	12	503	12	503	13	508	13	508	14	569	15	630	16	693	17	710	17	710	19	806	20	809	23	901	24	960
うち、謝絶に係る貸付債権																																
うち、審査中の貸付債権																																
うち、取下げに係る貸付債権																																
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権																																
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権																																

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	平成27年1月末		平成27年2月末		平成27年4月末		平成27年6月末		平成27年9月末		平成27年10月末		平成28年1月末		平成28年3月末		平成28年7月末		平成28年9月末		平成29年1月末		平成29年3月末		平成29年3月末		平成29年11月末		平成30年5月末		平成31年3月末	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	9	88	9	88	9	88	9	88	9	88	9	88	9	88	10	99	11	107	13	114	13	114	13	114	13	114	13	114	13	114	13	114
うち、実行に係る貸付債権	9	88	9	88	9	88	9	88	9	88	9	88	9	88	9	88	10	96	12	103	12	103	12	103	12	103	12	103	12	103	12	103
うち、謝絶に係る貸付債権																																
うち、審査中の貸付債権																																
うち、取下げに係る貸付債権															1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11